

総務企画常任委員会

平成23年12月12日(月曜日)午前9時59分開会

出席委員(8名)

委員長	山本 はるひ 君	副委員長	平山 啓子 君
委員	磯 飛 清 君	委員	植木 弘行 君
委員	関谷 暢之 君	委員	室井 俊吾 君
委員	玉野 宏 君	委員	若松 東征 君

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

企画部長	室井 忠雄 君	企画情報課長	古内 貢 君
企画情報課副主幹	高橋 守 君	企画政策係長	高久 修 君
選管事務局長	荒川 正 君	選挙係長	田代 正行 君
監査事務局長	荒川 正 君	監査係長	田代 正行 君
固定資産委員会書記	荒川 正 君	公平委員会書記	荒川 正 君
総務部長	三森 忠一 君	総務課長	熊田 一雄 君
総務課長補佐	中山 雅彦 君	行政係長	秋元 武志 君
人事研修係長	広瀬 範道 君	給与更生係長	河合 浩 君
財政課長	伴内 照和 君	財政課長補佐兼管財係長	月井 幸一 君
財政係長	村松 一紀 君	課税課長	小林 一恵 君
課税課長補佐兼税制係長	池上 英雄 君	市民税係長	相馬 勇 君
国民健康保険税係長	星 すみ枝 君	資産税土地係	関谷 逸夫 君
資産税家屋係	津久井 真樹 君		

出席議会事務局職員

書記 人見 栄作 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔企画部〕

- ・企画部長あいさつ

〔企画情報課〕

- ・議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について
- ・議案第66号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

- ・選管・監査事務局長あいさつ
- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔総務部〕

- ・総務部長あいさつ

〔総務課〕

- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
- ・議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

〔財政課〕

- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

〔課税課〕

- ・議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
- ・議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について
- ・議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

〔陳情審査〕

- ・陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書

4. その他

5. 閉 会

開会 午前 9時59分

開会及び開議の宣告

山本委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、12月の定例議会常任委員会ということでご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

12月も半ばになりまして議会のほうもちょうど半ばということで、きょうは多分案件少のうございますので、早く終わるのではないかと思います。本定例会では、当常任委員会に付託された案件、補正予算案件が1件と条例案件が3件、その他の案件が2件ということで、合計で6件、そして陳情が1件でございます。

各委員の皆様におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに円滑な進行にご協力いただきますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

次第により、順次進めてまいります。

座らせていただきます。

企画部の審査 午前10時00分

山本委員長 それでは、初めに企画部の審査に入ります。初めに企画部長からごあいさつをいただきたいと思っております。

お願いいたします。

室井企画部長（挨拶。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

企画情報課の審査

山本委員長 それでは、企画情報課の審査に入ります。

議案第60号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

最初に、執行部の説明をお願いいたします。

古内企画情報課長 議案書10ページ、議案資料29ページでございますが、議案資料29ページで説明させていただきます。

条例の新旧対照表というのが横版で出ておりますが、ここがございますように第2条所管事務ということで、第1項に、現行は、地方自治法第2条第4項の規定に基づくと。これが、総合的かつ計画的な行政の運営を図るためのという形で改正を行うものでございます。

地方自治法の第2条第4項は何かということなんですが、ここに書いてありますので、ちょっと読ませてもらいますが、第2条第4項は「市町村は、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない」というのが第2条第4項の条文でございます。

これは、地方自治法の一部改正ということで、5月2日に交付されまして8月1日施行ということで、この条文が削られたと、削除され、撤廃されたということになります。

この撤廃された理由でございますが、地方分権推進計画、これに基づいて義務づけが廃止になっ

たということで、市町村基本構想の策定日にこれが撤廃になったという内容でございます。

この審議会条例につきましては、根拠規定がないということで、こういった形で総合的かつ計画的な行政の運営を図るためのという条文に変えますという案でございます。

ですから、簡単にいいますと、議会の議決要件がなくなっても、市としては総合計画をつくるという考え方のもとに、昨年22、23年、2カ年でつくるということで進めておりますので、そういった中でこれを進めますよという形の内容でございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

委員の皆様、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、異議はないと認めます。

討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議なしと認めます。

議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、次に、議案第66号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

古内企画情報課長 議案資料は33ページになりますが、議案資料が72、73ページになります。

議案資料をお開きいただきまして、議案資料で説明したいと思っております。

那須地区広域行政事務組合規約の一部変更ということで、内容につきましては、ここにありますように第3条でございますが、共同で処理する事務ということでございます。現行にありますように、第1項、第2項、広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務及び13項でございますが、いわゆるふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務ということにつきまして、これを廃止するというものでございます。

廃止する理由につきましては、社会経済情勢の変化、市町村合併により、当初の役割を終えたという内容でございます。いわゆる人口の減少、少子高齢化の進行、あとは市町村合併によりまして、広域行政圏の市町村の数が全国的に著しく減少したと、そういった圏域がふえたと。もしくは広域行政を有しない圏域が広がったといったことによ

りまして、この2つの1項13項の事務を廃止する。

新たに追加ということで、健康案の9項になりますけれども、那須地区夜間急患診療所の管理運営に関する事務ということでございまして、那須塩原、大田原で休日急患診療所、これを統合して新たな那須赤十字病院内に、来年の7月に開院する赤十字病院内に設置されるというものでございます。

これを那須地区夜間急患診療所の管理運営を広域組合で行うものというものでございます。事務を廃止するものと、追加するものという規約の一部変更でございます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認め、討論を行います。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 那須地区広域行政事務組合規約の

変更については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

議案第66号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で企画部の審査を終了いたします。

最後に、その他ということで何かございますでしょうか。

執行部、ございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆さん、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。ありがとうございます。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時13分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会
事務局の審査 午前10時00分

山本委員長 選挙管理委員会事務局長から、最初にごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

荒川選挙管理事務局長（挨拶。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、選挙管理委員会の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

荒川選挙管理事務局長 補正予算執行計画書でご説明を申し上げたいと思います。

3ページになります。

歳入です。3項県委託金、上から2番目ですね、3項1目総務費等委託金で、選挙費委託金ということで、歳入の減額849万6,000円減額となっておりますが、こちら県議選のほうの県からの委託金なのですが、県議選が終わりまして、支出済金関連全て終わりまして、県から交付される委託金の確定額、それが849万6,000円の減額になるということで、当初予算は3,116万6,000円でしたけれども、これが減額になりまして2,267万円になるということでございます。

次に、歳出、6ページになります。

6ページ、上から4項選挙費、まずその下の4項3目栃木県会議員選挙費ということです。こちらにつきまして847万7,000円の減額ということで、こちら選挙が終わりまして、費用の支払いがすべて終わったということで確定をいたしまして、予算を減額したものでございます。

それから、その下の4項4目那須塩原市農業委員会委員選挙費でございます。こちら557万9,000円の減額ということになりますが、こちら農業委員会の委員さんの選挙が行われるということで、

当初予算を組んでおりました。実際には、無投票当選ということで、投票するものが行われませんでした。そういうことで大きな減額ということで、当初予算620万4,000円ほど予算を組みましたが、557万9,000円の減額ということで、87万5,000円を使用したということでございます。

以上でございます。

山本委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で選挙管理委員会事務局の審査を終了いたしますが、最後に、その他ということで何かございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 その他ということで確認、お尋ねしたいんですけども、ご存じのように栗川市長の急な逝去に伴って市長選、あるいは先ほど説明あった市議会の補選があるという中で、選挙準備ということで、選挙事務局は大変慌ただしくなっていると思います。

既に田代係長の顔を見ると疲れ切ったような顔をしているんですけども、人員も年々減少している中で、急な選挙準備ということで、その人員的に間に合っているのか補充の必要はないか、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

山本委員長 局長。

荒川選挙管理事務局長 実は、私どものほう、9月1日で1人減になっています。前の総務課長が亡くなった絡みで人事異動がありまして、結果的に私どものほうが1人減になったということなので、その後補充にはなっておりません。

今回の選挙に際して、人事担当のほうには、そういうことで、ぜひ補充してほしいという申し入れはしたんですが、やはりなかなかこの時期に難しいということで、それで総務課のほうから1名、毎日ですね、人は変わってしまうんですが、1人補充してくれるということと、選挙人は併任書記というのは、各課に何名も頼んである人たちがおりますので、そういう人を活用してほしいと。特に、人数の必要なところは、そういう人たちをぜひ活用してくれということ。

それから、臨時職員を1名使ってもいいということになりましたので、そういう人たちを活用しながら、何とかやっていきたいというふうに思っています。確かに1名、通常職員で慣れた職員がないというのは大変痛手なんですけど、なかなか難しい状況、十分難しい状況だということの中で、今それでうちのほうでできるもの、それから手伝いに

来てくれた人たちができるものをよく仕分けしながら、やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 通常の選挙であれば、前もって準備もできてきたと思うんですが、急遽の突然の選挙になったので、本当に大変かと思います。今、説明を受けて、いろんな体制をつくっているということ、臨時も使えるということで、あとは、今、ちょっと話がそれちゃうかもしれないけれども、前の佐藤課長が亡くなったという、総務課長が亡くなったというお話がありましたが、やはり余り無理すると、体のほう健康のほうも心配になるんで、その辺は十分に管理しながら応援体制というものを築き上げて、本当大変だと思いますが、準備、それと選挙が終わるまで、しっかりと業務を進めていただきたいと思います。

以上です。

山本委員長 ほかに何かございますでしょうか。

室井委員。

室井委員 これはまた選挙の話になっちゃうんですが、市長の任期というのは残任期になるんですか、それとも1年残した任期になるのか。6年か、どのようになるのか。ちょっと市会議員のほうも任期をお願いしたい。

山本委員長 局長。

荒川選挙管理事務局長 市長の場合には、新たに4年間の任期ということになります。議員さんのほうの補欠選挙については残任期間の任期ということになります。

山本委員長 よろしいでしょうか。

室井委員。

室井委員 それと、市長の場合は、今度は4年間という市会議員とずれる感じになりますか。

山本委員長 局長。

荒川選挙管理事務局長 はい、そういうことになります。

ですから、今までは、市長選挙と市議会議員さんの選挙というのは近かったんで、補欠選挙というのが一定の期間だとなんですが、今度期間が、間があくと、場合によって市議会の議員さんと、やっぱり欠員になるといった場合には、補欠選挙というのは今度は出てくる可能性があります。

山本委員長 よろしいですか。

室井委員 わかりました。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、これで審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部の審査 午前10時25分

山本委員長 最初に、総務部長からごあいさつをいただきたいと思います。

三森総務部長 (挨拶。)

総務課の審査 午前10時27分

山本委員長 それでは、総務課の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

熊田総務課長 それでは、平成23年12月の補正予算、執行計画書でご説明申し上げたいと思います。

執行計画書の5ページをお開き願いたいと思います。

それとあわせまして、ただいまお配りさせていただきました12月補正予算の内訳書、人件費のほうの内訳が入っておりますが、全体的な人件費につきまして、まず担当課よりご説明をさせていただきたいと思います。

この表につきましては、表面が一般会計の、それぞれの款ごとの人件費の増減、一番下の段に一般会計の合計がありますが、さらに裏面のほうになります。特別会計、それと水道事業会計も同様に増減が記されております。

裏面の一番下の欄に全体の合計がありますが、この欄の、補正額という真ん中の欄をごらんいただきたいと思うんですが、左から、給料、手当、共済費、公務災害、退職手当、合計となっておりますが、一番右側の合計の欄を見ていただきますと、全体で1億6,030万1,000円ほどの減額ということになってございます。これにつきましては、先日、企業会計のほうを即決いただきましたが、人事院勧告に基づきます給与改定によりまして、手当の調整等を含めまして467万円の減額になってございます。

さらには、子ども手当の改正に伴いまして11月からの改正によりまして、154万円ほどの減額ということになっています。

ほとんどにつきましては、この予算を見積もったのが、昨年11月ということで、実際のその後の人事異動、あるいはことしの場合には途中で退職者が出たりとか、育児休暇を取得したいということによりまして、それらの精算によりまして、先ほど申し上げましたように、トータルで1億6,000万ほどの計画になっているという状況でございます。

人件費については、以上概略をご説明させていただきます。

続きまして、先ほどの執行計画書の5ページのほうに戻りますが、総務課所管におきましては、2款総務費の総務管理費の2つ目になりますが、1項14日本庁管理費の文書管理費でございます。これにつきましては、本庁の郵送料、これを総務課のほうで一括予算計上しておりますが、最終的な見込みといたしまして413万6,000円ほどの減額が、昨年の状況からすると、してくる見込みということになっておりますので、この分の増額補正をお願いするものであります。

さらに、ちょっと飛びますが、13ページになります。

13ページの中段よりちょっと下になりますが、9款の消防費になります。消防費の1項2目非常備消防費ということで消防団活動費、101事業であります。この負担金補助及び交付金であります。消防団員の公務災害補償の負担金であります。東日本大震災によりまして、多くの消防団に犠牲者が出たということで、通常であります。この負担金に関しましては、団員1人当たり1,900円ということで積算しております。これが23年度のみの特例措置ということで、2万4,700

円に法改正になったということでもあります。

これに伴いまして、この災害補償負担金に関しまして、3,271万8,000円ほどの増額が必要になってくるということで補正をお願いするものであります。

補正予算については、以上でございます。

山本委員長 説明が終わりました。

各委員の皆様から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 すみません、今の13ページの負担金1,900円と2万4,700円がいいんですね。

熊田総務課長 はい、これまで従来1,900円のところが1人当たりの負担金ですね。それが2万4,700円になったと。

玉野委員 そうすると、これ何人になるんですか。掛け算すると。

熊田総務課長 ちょっとお待ちください。

失礼しました。1,435名になります。

玉野委員 すみません、もう一度。

熊田総務課長 1,435名になります。

玉野委員 はい、ありがとうございます。

山本委員長 よろしいですか。

玉野委員 はい。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結いた

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認め、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 では、次に、議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてを審査いたします。

それでは、執行部、説明願います。

課長。

熊田総務課長 それでは、議案書の34ページをお開き願います。

議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてでございますが、これにつきましては平成18年4月に、これまでの議員の皆様が加入しております、市町村議会議員公務災害補償組合あるいは消防関係の補償組合等が合併いたしまして、栃木県総合事務組合が組織されました。

現在は、10市12町12組合が加入いたしまして、これらの事務を取り扱っておりますが、今度新たに栃木県後期高齢者医療広域連合が加入するとい

うことで組合が増加すると。

さらに、非常勤職員の公務災害補償時に、これを新たに実施するというのと、加えまして公立学校非常勤学校医の公務災害についても、これらの事務を共同処理するというので、新たに共同処理する事務がふえたことによりまして規約を改正することになりました。これに伴いまして、地方自治法の規定によりまして、加入自治体の議決を求めるといってございまして。

内容につきましては、新旧対照表のほうでご説明申し上げたいと思います。

議案資料の74ページ、75ページになります。

まず、第3条であります。組合を組織する地方公共団体ということで、これまでは市町村及び一部事務組合という表現でございました。普通地方公共団体と特別地方公共団体をそれぞれ書いたということですが、これを表現を改めるということで、地方公共団体という表現に変えるということでございます。

それから、第4条関係でございますが、先ほども申し上げましたように、共同処理する事務としまして、第4号の中で、従来、議会の議員の公務上の勤務による災害に対する補償ということがありますが、ここに加えて「その他非常勤の職員」これが追加されたということでございます。

ちょっと前後しますが、4条関係の別表ということで、75ページのほうに別表第2がございまして。

ただいま申し上げましたように、共同処理する事務の4条4号に書かれる事務と、ただいま申し上げました事務であります。これが非常勤職員の公務災害が追加になることによりまして、これまで18市町が加入しておりましたが、この事務に関して、左側の改正案にありますように、中段あたりから那須地区広域行政事務組合とか、黒須那須共同火葬場組合等々が加入したということ、

加入する団体がふえているという状況でございます。

同様に、第5号につきまして、74ページにちょっと、行ったり来たりして大変申しわけありませんが、第5号によりまして冒頭ご説明申し上げましたように、公立学校の学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、2条の規定による「非常勤の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務上の災害に対する補償」という字句が新たに追加になったということで、これに関する別表第2のほうが新たに加入になりまして、ここに掲げてありますように、22の市町がこの事務を共同処理するということになってございます。

さらに、第6号に関しましては、第5号が繰り下げになったということで、5号が改めて第6号になったというふうな改正の内容でございます。

話が上にいったり下にいったりしてしまいましたけれども、順番に戻りまして別表第1、74ページの一番下になります。これについては3条関係ということで、この組合に参加する市町が冒頭に説明しましたように、栃木県後期高齢者医療広域連合が新たに加わったということによりまして、その広域連合が追加になったというふうな改正でございます。

改正の内容は以上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 この団体というか組織が、地方公共団体を持って組織するという規約になっているので、問題はないと思うし、今までも団体の中に入っていたので問題はないと思うんですが、ちょっと

確認したいんですけども、この74から75ページにある各団体の中に、宇都宮西中核工業団地事務組合という団体組織があるんですが、これが地方公共団体に属する、属しているんだと思うんですが、どういう団体が、わかったらお聞かせいただきたいんですけども。

山本委員長 課長。

熊田総務課長 これにつきまして、この組合の中身については正直理解しておりませんが、いわゆる先ほど申し上げました、自治法でいうところの特別地方公共団体、一部事務組合という組織ということでございます。

山本委員長 磯飛議員よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 何となくわかったような、わからないようなんですけども。

そうすると、名称が工業団地事務組合という名称になっているけれども、一部事務組合というと、この辺でいうと、広域の組合同的な中身になっているということですかね。

山本委員長 課長。

熊田総務課長 広域行政とか消防組合と同じように、一部事務組合という組織でございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

関谷委員。

関谷委員 今の逆説的な質問になるんですが、この別表に出ているものは、県内の一部事務組合すべてという、多分全部加入するんだと思うんですが、そういうような解釈になるんでしょうか。

山本委員長 課長。

熊田総務課長 全部加入しているかどうか、ちょっと確認していませんので、定かなことは言えませんが、いずれにしても市町村におきまして、独自処理しているところがございますし、それはそれぞれの考えの中で、一部事務組合の中で今回

共同処理するために加入するのが、ここに記載されている団体でございます。

関谷委員 これっきりということはないなと思って聞いてみたんですけども、結構です。

山本委員長 ほかに。

植木委員。

植木委員 1つこれの確認なんですけれども、たまたま今回、法律286号の第1項の規定によりということで、同法290条の規定により議会の議決を求めるといって、この条例が出ているわけなんですけど、今までこの条例には、74ページの第4条の(5)公立学校医とか歯科医とか、またその他書いてございますが、こういった関連については、この公務災害の規定の中になかったんですけど、法改正が入ってきたということは、何か自治法の改正の中でそういう部分を入れなさいと、そういう部分があったのかどうか、その辺の背景についてだけちょっとお伺いしたいんですけど、あるいは今まではどういうふうな補償内容であったのか。

山本委員長 課長。

熊田総務課長 これらにつきましても、学校医も、それからその他非常勤職員の公務災害に関しましても、これまでは市で独自に条例なり規則を定めた中で処理をしていました。

これらの事務が、今度新たに市町村総合事務組合の中で共同処理をするということになったので、那須塩原市としては、そっちの共同処理のほうの事務に加入するということで、これまでやったら細くなっちゃいますけど、条例等については3月の議会で廃止を考えているところでございます。

植木委員 わかりました。そういう経緯ですね。

はい、了解です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、討論ないようですので、終結をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認め、議案第67号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務課の審査を終了いたします。

その他ということで、何かございますか。

関谷委員。

関谷委員 今の関連なんですけれども、これっきりしか一部事務組合ないはずないなと思ったから聞いたんですけど、いずれ共同処理のほうに入ってくるのか、それとも単独でやるほうがメリットがあるというか、事務手続上楽だったり、いわゆる共同処理と単独処理とのメリット・デメリットというところは何かあるんですか。

山本委員長 課長。

熊田総務課長 それぞれの事情はちょっとわかりませんが、先ほど言いましたように、新しく加わった事務そのものが、その他の非常勤特別職員と事務組合によっては、そういう人を雇用していないところもあるかと思えます。

那須塩原市に関して申し上げますと、先ほど言いましたように公務災害補償をやるときには、外部の方の委員会とかを組織して、認定等の作業をしなきゃならないということで、そのための予算も取ってあるわけですが、手続的に非常に大変な面はありますので、こういうところで共同処理させていただければ、そっちのほう効率的に、しかも公正にできるというふうな判断がありますので、我々のほうとすれば、共同処理するほうのことは選んだということでございます。

山本委員長 よろしいですか。

関谷委員 はい、結構です。

山本委員長 ほかに、その他ということがございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、以上で総務課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

では、執行部入りかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

山本委員長 それでは、会議前に引き続き会議を開きます。

財政課の審査 午前 時 分
山本委員長 これより財政課の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

課長。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 財政課関係の補正予算についてご説明を申し上げます。

執行計画書をもとに、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ、一般会計歳入の9款地方特例交付金ということで、今回、子ども手当等の改正に伴いまして、地方特例交付金として1,735万2,000円の額が決定を見ております。増額補正ということで計上しております。

続きまして、10款地方交付税ということで、やはり子ども手当等の改定に伴いまして、基準財政需要額のほうに変更が生じまして35万8,000円の増ということで、ただ県内全域を見ますと、全体では17万強の減になっておりますが、那須塩原市につきましては35万8,000円の増ということでの補正を要望させていただいております。

それと、財政課、歳出の最後になるわけなんです。執行計画書の16ページ、14款の予備費ということで、歳入歳出の調整に伴いまして7,230万の減額補正ということでございます。

財政課所管の補正予算については以上でございます。

ます。

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員の皆様から質疑、ご意見等をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課の所管で、何かその他ございませんか。

磯飛委員。

磯飛委員 今回は特別なことはないと思うんですが、子ども手当の改正になったことに伴って、システムの改良とか、そういった手間のかかるというか、費用のかかるようなことはあったかないか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今回の改正、今まで1万3,000円均一だったものが、年齢、また第1子、第2子、

第3子、また中学生において、それぞれ額の変更がございました。

担当課のほうでは、一部システム改定ということで内容の整理を行っております。極端に、今までのものから大きく変わるということはありませんけれども、もちろん今までのままでは使えませんし、また児童手当も関連がありますので、1年合わせての修正ということで、ちょっと申しわけありませんが、額関係についてはちょっと今手持ち持ってきておりません。

失礼しました、273万円の経費が、今回必要となっております。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 こういった経費というのは、国のほうから交付金の中に入っていると、そういったあれはあるんですか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 県を経由した形で交付金が出ておりまして、基本的には100%の交付という形になってございます。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、以上で財政課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

それでは、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

課税課の審査 午前10時55分

山本委員長 これより、課税課の審査に入ります。

議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山本委員長 課長。

小林課税課長 それでは、12月補正予算についてご説明いたします。

予算書17ページで、執行計画書が5ページということです。

一般会計歳出予算、2款総務費の1項18目諸費、還付金還付加算金201事業、還付金が1,660万、還付加算金が170万ということで、内容としましては、22年度全員賦課をしました市税等の税額の調整や予定納税の決算による還付金などと、それに対する還付加算金となっております。合計で見ると、2,630万ということです。

次に、2項1目税務管理費、税務管理事務推進費201事業、燃料費ですが、公用車の燃料としまして11万3,000円、内容につきましては東日本大震災の被災家屋の調査件数が多く、車両の燃料費が不足したことによります。

委託料としまして、コピー機保守管理業務ということで8万4,000円ですが、これは同じく東日本大震災の被災家屋の関係の書類のコピー枚数が増大したことによる不足ということで、合計で19

万7,000円を計上しております。

次に、2項2目賦課費ですが、諸税賦課事務推進費301事業、賃金ですが、職員の産休代替の事務職員ということで、一番下が28万1,000円を計上しております。

以上となりますが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようでの、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって討論となります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これで採決をいたします。

議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)についてを原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 次に、議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 それでは、那須塩原市税条例等の一部改正について説明いたします。

議案書の19ページをお開きください。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、本市においても関係条例等と整合性を保つため、那須塩原市税条例等の一部を改正するものであります。

本条例案の内容につきましては、1条が市税条例の一部改正、第2条が市税条例の一部を改正する条例、これは平成20年、条例23号の一部改正となります。

第3条が、同じく市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、これは、平成22年、条例27の一部改正となります。

附則することとして、交付時と計画時となっております。

それでは、議案資料の35ページをごらんいただきます。

新旧対照表によって、改正の概要をご説明していきたいと思っております。

まず、第26条市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料ということで、3万円以下の過料が10万円以下の過料と改正強化となっております。このあとも改正強化ということで出てくるわけですが、これにつきましては大口、悪質な脱税事件が後を絶たないということで、国税の罰則の強化に伴い、地方税法も強化されたことに伴うものとなっております。

次に、34条7寄附金税額控除ですが、寄附金の税額控除の下限を5,000円から2,000円に引き下げるとのことと、あと控除対象の拡大ということで、従前するふるさと納税共同募金会、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人に追加しまして、公益社団法人と公益財団法人が加わることになりました。

あと、今回の改正で、地方税法等で課税の計算方法の定めがある場合は、条例で重ねて示さないということで、条文が簡素化されたということです。

次に、38ページです。

36条の4市民税に係る不申告に関する過料及び53条の10退職所得申告書の不提出に関する過料ということで、3万円が10万円に改正強化となっております。

次に、61条ですが、固定資産税の課税標準ということで、地方税法の改正に伴う引用条項のずれに伴う改正となっております。

次に、65条固定資産税の納税管理に係る不申告に関する過料、75条固定資産に係る不申告に関する過料、88条の軽自動車税に係る不申告に関する過料の、3万円を10万円以下の過料ということで改正強化となっております。

次に、40ページです。100条の2たばこ税に係る不申告に関する過料ということで、これは新設で新たに制定となりました。

続いて、133条特別土地保有税の納税管理に係る不申告に関する過料ということで、これも3万円から10万円以下の過料ということで改正強化となっております。

次に、139条の2特別土地保有税に関する不申告に関する過料ということで、これも新たな制定ということで新設となっております。

次に、151条入湯税の特別徴収金1,000円に係る

徴収帳簿記載の義務違反者に関する罪ということで、3万円以下の罰金が10万円以下の罰金ということで改正強化になっております。

次に、附則の7条の4 給付金税額控除における特例控除規約の特例ということで、ふるさと納税の計算の特例ですが、住民税の寄附金の税額控除に、特例で控除額が加算される規定となっております。

次に、42ページ、第8条肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例ということなんですが、引用条項の整理による条文の整理と、あと内容につきましては、肉用牛の売却による企業所得等の免税の特例措置を敷延し、免税の特例期間を27年度まで延伸する規定となっております。

次に、44ページ、第10条の2 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべし申告ということで、引用条項の修正と高齢者向けの有料賃貸住宅の固定資産の減額措置なんです、これがサービス月に限定ということに変更になりました。

あと、16条の3 上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例から、16条の4、17条、18条、19条、20条の2、20条の4までは、市税条例34条の中の改正に伴う条文の整理となっております。

次に、52ページ、2条関係ですが、2条の個人市民税に関する計画ということで、内容につきましては上場株式の配当、譲渡所得の本則20%の税率を10%のまま、25年12月末まで2年間据え置きをするということになっております。

次に、54ページです。

3条関係なんです、今の2条関係で10%軽減税率を25年度末まで延伸させたことに伴い、この制限税率が終了した後、本則が適用となるのにあわせて、少額上場株式の配当の非課税の適用とな

る期間を2年間延伸させることの規定となっております。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 市民税の納税管理人の不申告に関する過料の件で、今般10万円に、本市においては条例改正するということだと思んですが、ほかの他市町における過料というのは、それを比較してどんな程度になっているのか、わかっていたらお聞かせください。

山本委員長 課長。

小林課税課長 基本的には、地方税法の改正に伴う措置ということですので、現実的には、10万円以下の過料ということに改定するということになっております。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員 ほかのは見当たらないですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 ええ、これ基本的にはこういうことで、この地方税法の改正に従って改正すると。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 それは了解しました。

それで、現行の3倍の過料について、今までも過料を課した件数とか事例というのはあるんですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 現時点では、このようなことは問題がないということです。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい、わかりました。

山本委員長 ほかにございますか。

平山委員。

平山委員 今の35ページのところで一番最初に、大口の悪質滞納者が後を絶たないということで、ちょっと聞こえたんですけれども、例えばどのようなことで。

山本委員長 課長。

小林課税課長 大口、悪質ということは、特に国税なんです、国税において大口、悪質な脱税事件が後を絶たないということで、国税の罰則強化があったということで、具体的なものということは、那須塩原市でそういうものがあったということじゃなくて、全国的にそういう傾向があるということで、それで国税が罰則強化に伴って地方税も、それにあわせる形で罰則強化を行ったということでございます。

山本委員長 よろしいですか。

平山副委員長。

平山委員 本市では、そういうような例は。

山本委員長 課長。

小林課税課長 どれをもって悪質と言うのか、脱税とかということになれば、脱税といいますが意図的な脱税とかとなれば悪質ということもあるかと思うんですが、現時点で、ここで悪質なものとして認定するということは、ちょっと個別のところでは難しいかなと思っております。

山本委員長 よろしいですか。

平山委員 はい。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、それでは討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 第2条納税義務者、附則のところなんですが、いずれも地方税法の改正に伴う引用条項のズレについてです。

議案資料の55ページをお開きいただきたいと思っております。

新旧対照表に基づいてご説明していきたいと思っております。

第2条の納税義務者及び規則ですが、いずれも地方税法の改正に伴う引用条項のズレの改正となっております。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

山本委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、課税課につきまして、何かその他ということがございますでしょうか。

執行部の皆さん、何かございますか。

関谷委員。

関谷委員 大したことじゃないんですよ。先ほどの63条の議案資料のほうの39ページ、記載上の話なんです。39ページの88条の新旧対照表の2行目の最後のところの、事項の間にスペースないみたいですけども、これ多分、歴史のデータベースが何かから移しているんでしょうが、このスペースは要らないと思うので……

〔「どういところ」と言う人あり〕

山本委員長 39ページ……

関谷委員 39ページの88条の2行目の最後のところの報告すべき事項のところのね。

山本委員長 一文字分スペースがあるんですけども……

関谷委員 スペースがあいているんですよ。データベースが何かから多分移しているんでしょうから、もともと余計なスペースなんであれば、直しておいたほうがいいんじゃないかなというだけのことです。

山本委員長 とりあえず、その部分のほうは、じゃ直してもらえますか。

よろしいでしょうか。

関谷委員 それだけのことです。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、これで課税課の審査を終了いたします。

以上で総務部の審査すべて終了となります。大変ありがとうございました。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時34分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第6号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、ここで陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書を議題といたします。

それでは、陳情第6号に対して、各委員からのご意見をお伺いいたします。

いかがですか。

〔「ちょっといいですか、委員長」と言う人あり〕

山本委員長 若松委員。

若松委員 例えばの話が、今近くに那須塩原警察署があるんですよね。そこを見に行くということではできないんですか、これ。行って、警察からお話を聞きたいと思うんです。というものは可能なんですかね。それをちょっと聞きたいんですけども。

山本委員長 これは一応……

〔「変わってきているんじゃないかなと思うんです、警察署」と言う人あり〕

山本委員長 弁護士会のほうから出てきている陳情ということですので、事前に弁護士会の方に話を聞きますかという話は考えましたが、警察に関してどうこうというのは、これはまた問題が違おうと思いますので、必要はないのではないかなというふうに思います。

山本委員長 それでは、各委員からご意見等をお伺いしたいと思います。

いかがですか。

副委員長。

平山委員 すみません、この一番最初の陳情の冒頭に、日本弁護士連合会では、密室での違法、不当な取り調べと虚偽の自白による冤罪を防ぐために、また裁判員制度の導入に当たって、裁判員となる市民に判断しやすい裁判を実現するために取り調べを可視化するように求めてきました。

ということは、今までにこういう不当な取り調べとか、冤罪がかなり多くあったということも事実ではないかと思えます。

それに対して、弁護士側の弁護士さんから、何

千円を今まで裁判員となった市民に判断しやすいように、またそれをするために取調室での全過程を録音するように求めていましたけれども、なかなかそれが可視化の法案も提出されるめどが立っていないことで、今回こういうふうな陳情が上がったことだと思います。

それに対して、やはり国の検察庁、警察庁には取り調べを一部録画が録音されているけれども、まだまだ地方においては取調室には録画が設置されていない。そのために取り調べの全過程を録画することは容易に録画することができます。

簡単だということで、これは次で県会議員の兼務におきましても、やはりこれは国の動向を見てからということの、先ほどの継続審査になっていると思うんですけども、やはりこれは県のほうとしてはやる気はないんですよね。

県としては国の動向ですから、国がまだまだそれに要望に対しても全然問題ないので、国のあれを待っていたんでは、いつまでたってもできないと思います。

それで、私達市は、また一市民としても、やはりこういうようなことが、一日でも早く設置されればということではないかな、簡単ですけども、そんなふう考えております。ですから、やはりこの陳情に当たっては採択すべきと私は思います。

山本委員長 ほかの委員の皆様、ご意見ございましたでしょうか。

玉野委員。

玉野委員 可視化ということは、供述して、それを供述調書にするということの流れですよ。供述調書が結果なんだけれども、それを密室という表現になっているわけだと思うんですね。全くこれを可視化ということ自体が、もう一つの供述だと思うんですね。全取り調べを可視化にするということは、文字にはなっていないけれども、映像

とか記録としては供述されている。供述がああしろだとか、こうだということも、既に録画することによって供述されているわけだから、今までの経験というか聞き及んだところは、供述書を、そんなこと言わなかったとか、言ったのにこんなふうにかかれたと2つがあると思うんで、私は可視化ということの、文字にはなっていないけれども、1つの供述だと思えますから、可視化はすべきだと思っています。

山本委員長 ほかにご意見ございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 この陳情書の中身を見ますと、陳情内容、陳情理由等々で、陳情側の申したい、話したい、訴えたいことはよくわかりますが、反対側の取り調べ側の話というか、状況というのをまだ調べ切っていないので、もう少し勉強したい時間がほしいので、そっちは継続ということで意見を述べたいと思います。

山本委員長 ほかにご意見ございますか。

植木委員。

植木委員 先ほども述べましたが、私は陳情を判断する際には、あくまでも陳情書に書かれている内容、この内容を見て、この内容をよく検討して、その内容が、自分で採択すべきものであるかと思えば採択、採択すべきじゃないと思えば不採択、あるいは何か中身について確認したい特別の条項があれば継続審査とか、私自身はそういうふうな考え方で陳情に対して対応していますが、陳情書全体を、要望の陳情の内容、それから理由ですか、これを見た限りにおいて、現在の世の中で一般の市民の方が、あるいは国民の方が、このように悩んだり考えたりしている部分は確かにあるんじゃないのかなと、そんな気はいたします。

したがって、そういう部分について、やはりきちんとした対応したほうが、この中身につい

て見ると書いてございますので、そのような対応については、やはりこの可視化、いわゆる全過程をきちんと正しく公平に、公正にしておくのがベターじゃないかなと、このように思いますので、賛成していいんじゃないのかなと、このように思います。

山本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、ご意見等を終了したいと思いますですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認めます。

次に討論を行います。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、討論を終結したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第6号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書は継続でございましたので、継続することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは次に、採択すべきものに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、継続すべきもの3人、採択すべきも

の4人ということで、採択すべきもの4人多数と
いうことで認めます。

よって、陳情第6号 取調べの可視化(取調べ
の全過程の録画)の速やかな実現を推進する決
議・意見書採択の陳情書は採択をすべきものとし
ることに決しました。

それでは、これに関しましての意見書についま
しては本職のほうでつくりまして、本会議を終了
のときに提出したいと思いますが、ご一任いただ
けますようよろしくお願いします。

山本委員長 それでは、これで今定例会における
委員会の議事日程はすべて終了をいたしました。
大変お疲れさまでした。

報告につきましては本職が作成し、議長に提出
いたしますので、ご一任くださいますようお願い
いたします。

その他

山本委員長 それでは、続いて、4 その他に入
ります。

事務局から連絡があります。

事務局説明。

閉会の宣告

山本委員長 それでは、以上をもちまして、総務
企画常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時48分